

平成24年度

## 第5回大滝区地域協議会

日時： 平成25年 1月30日（水）  
午後3時00分～午後3時20分  
会場： 大滝総合支所2階大会議室

### ○ 出席者

#### ・ 地域協議会委員

1号委員： 佐々木 剛      今井 良      元谷 隆      桂川義治

2号委員： 中川 学      佐藤富貴子      石野良一

3号委員： 岩花幸子      近藤春夫      ・・・・以上9名

欠席者： 梅津和弘      小室哲子      阿戸孝之

・ 市      武川支所長      三戸部部長      岩淵課長      金子課長

・ 記者      室蘭民報社

・ 傍聴者      なし

### 1. 開 会

地域自治区の設置に関する協議書（以下「協議書」）第9条第4項の規定により、会議成立の旨、事務局から報告。

### 2. 会長あいさつ

今日は、大滝保育所における保育時間等の変更についての協議案件が一件でございます。説明を受け協議いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 3. 署名人の選任

審議に先立ち、会議録署名人に近藤委員、佐々木委員を指名

### 4. 協議

・ 協議第1号 大滝保育所における保育時間等の変更について

### ○ 質疑応答

委員： 保育時間が午後6時になるということで、帰りのバスを休止にする考えですが、今後要請があった場合に検討して再開すると思うのですが、もし帰りのバスを再開した場合、今まで午後5時に出していたバスを午後6時に出すということも考えているのか。

児童家庭課長： 基本的に要請があったらすぐにバスを出すわけではないということを理解していただきたい。その時に協議をして、どういう形にするか考えていきたいと思っている。

また、今まで午後5時にバスを出していたが、出発時間については、保育所に戻る時間が午後6時以降になる形はとらない予定です。

委員： バスについての大滝の特例は、条例や規則に載っていないのか。

児童家庭課長： 載っていません。

委員： 大滝区の場合、事情があってやっていることが、担当が変わってだんだん風化され、最後はできませんと言われても困るので、これらを担保するためにどうしていくのか。

児童家庭課長： 今回協議した結果は、議事録に残るのでそういうことはありません。

委員： 大滝の保育時間は以前午後5時までだったのに、いつのまにか4時30分になったという事がそもそもの帰りのバスが出ない理由ということもあるのではないか。なぜ、5時までが4時30分になったのか。

児童家庭課長： 4時30分になった経緯としては、伊達市と合併したときに伊達市の保育規則で8時30分から4時30分まで保育時間とするという決まりがあったので、合併協議会の中でその時間に合わせていくという事に進んでいた。

委員： 合併したときは違いましたよね。

児童家庭課長： その時の条例改正で4時30分までとなっているし、保育所についての規定が伊達市の保育所の位置づけになっているので、保育時間としてはその時になっていると思います。

福祉部長： 保育時間は条例の施行規則で決めている。従前は伊達市の規則で8時30分から16時30分までで定めています。合併したときに大滝保育所を同等にするような形でこのような規則になっているところです。

委員： その時に問題にならなかったのか。

福祉部長： バスの関係は、条例や規則というところで否定しているわけではない。バスの運行は合併前から実施しているということで、利用者があれば引き続き実施していきます。ただ現状では、バスの利用がないので、今回は休止したいということです。

また、午後6時までは降所時間なので、子どもを預らせてもらえます。申し込みの段階から午後6時までに迎えに来られないということであれば協議をさせていただきます。

実際のバスの運行時間は保育士の勤務時間があるので、保育士の勤務時間が午後6時を過ぎる事のないよう設定していきます。

委員： 現在利用している方々の意向調査はしているのか。

児童家庭課長： 意向調査は実施していません。開所時間については、現在行っている保育時間を延ばすという形なので問題はないと理解しています。また、バスについては、現状で話をしてい

て帰りのバスの利用者がいないので問題はないと思っています。もし利用者がいた場合は協議していくことになっていますので、問題はありません。

委員： さまざまな勤務形態の方がいらっしゃる中で、今は少子化で子育て支援をしっかりとすることはいけない時代なので、子育てをしている親の不利益にならないようになるのであればいいと思うんですが、実際7月から利用実績がないというのは、本当は利用しづらかったから利用しなかったということはありませんか。

児童家庭課長： 昨年7月前から話をされていて、その時に帰りのバスを利用される方については、朝のバスの時間までに申し出をしていただければバスは運行しますという形で話をしておりました。その段階で申し込みがなかった状態が続いていましたので、説明はきちんとしてきたと考えております。

委員： 責任のある立場でこの協議会に出ていて、全体はよくわからないので、実際利用されている方々の意向がきちんと反映されるのが一番だと思います。私たちはよく知らない中で、パッと見て実際利用がないからなくていいのかなと思います。その裏でいろんなことをきちんと調べた結果の中で、言いたいことも言えないなどないように決めていただければ一番いいと思います。

会長： 18時以降原則的には送りはしないと、18時前だったら協議するということですか。

児童家庭課長： 18時前にバスに乗らなくてはならないという必要性のあるお子さんが入所した場合は、協議しなくてはならない。

会長： 他に質問ありませんか。なければ承認ということで異議ありませんか。

委員全員： <異議なし>

会長： 大滝保育所における保育時間等の変更については、承認されました。

## 5. その他

事務局： 昨年8月1日に開催した第3回地域協議会の中で、大滝区の英語指導助手について見直しをしたいと話をさせていただいたところであります。その後、各種英会話教室に通われている方や施設の方と意見交換をさせていただきました。その結果、今までどおり予算措置を市の方へ要求しており、継続した事業を行うということでございます。また、当初ご提案申し上げたときに、地域協議会で所管している振興基金を使ってでもという話をさせていただきましたが、市の財政当局と協議した結果、振興基金は使わず過疎債を充当していくということであります。

○閉会